

岩倉市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員（訪問支援を行う者をいう。以下同じ。）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、岩倉市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部について、適切な事業の実施ができると認められる者に委託することができる。

(対象家庭)

第4条 事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、市内に住所を有する家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を行う者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、事業の利用が必要と市長が認める者（以下「支援対象者」という。）がいる家庭とする。

- (1) 法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (3) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、支援を要するヤングケアラーその他の市長が事業による支援が必要と認められる者

(支援の内容)

第5条 事業において訪問支援員が提供する支援は、育児支援及び家事支

援とし、それぞれの支援の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 育児支援

- ア 支援対象者に対する簡易な育児相談・指導
- イ 児童の保育の支援
- ウ その他当該対象家庭が必要とする簡易な育児支援

(2) 家事支援

- ア 調理及び食事の世話
- イ 衣類の洗濯及び補修
- ウ 住宅の掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買物
- オ 関係機関等との連絡
- カ その他当該対象家庭が必要とする簡易な家事支援

2 訪問支援員は、前項各号に掲げる支援のうち対象家庭に必要と認められる支援を、当該対象家庭の居宅において行うものとする。

(付随する支援及び業務)

第6条 訪問支援員は、前条の支援に合わせて、必要に応じて次に掲げる支援及び業務を実施するものとする。

- (1) 子育て等に関する不安、悩み等の傾聴、相談、助言等（専門職による対応が必要な専門的な内容を除く。）
- (2) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供
- (3) 支援対象者及び児童の状況及び養育環境の把握並びに市への報告（訪問支援員）

第7条 訪問支援員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 訪問支援の目的、内容、支援の方法等についての適切な研修を受けた者
- (2) 育児支援を行う訪問支援員にあつては、A E Dの使用法、心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を受けた者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の

福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

- 2 訪問支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（支援対象者の把握）

第 8 条 支援対象者は、健康こども未来部こども家庭課（以下「こども家庭課」という。）において関わっている世帯の情報又は児童に関する関係機関、施設等からの世帯の情報により把握するものとする。

- 2 こども家庭課は、必要に応じて前項の規定により把握した支援対象者を事前訪問する等の方法により、当該世帯の状況を把握するものとする。

（利用申請）

第 9 条 市長は、前条の規定により把握した支援対象者のうち、次に掲げる全ての要件を満たしている者であって、事業による支援が必要と認める者について、岩倉市子育て世帯訪問支援計画書（様式第 1。以下「計画書」という。）を策定するとともに、当該支援対象者に対し、事業の利用の案内を行うものとする。

（1）支援対象者の個別の状況からみて他に支援の方法がない、又は他の支援を有効に活用できないこと。

（2）事業による効果が期待できること。

- 2 支援対象者は、前項の規定による案内を受けた結果、事業の利用を希望するときは、岩倉市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第 2）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、岩倉市子育て世帯訪問支援事業利用決定・却下通知書（様式第 3）により、当該支援対象者に通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第 10 条 市長は、前条第 3 項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、

利用の取消しを決定し、岩倉市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第4）により通知するものとする。

(1) 支援対象者に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用の決定を受けたとき。

(3) 利用者から事業利用の辞退の申出を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

（支援の実施）

第11条 訪問支援員は、計画書に基づき、利用者の居宅を訪問し、育児支援又は家事支援を実施するものとする。

（事業の実績報告）

第12条 訪問支援員は、毎月の事業の実績を岩倉市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（様式第5）により市長に報告しなければならない。

（利用の勧奨）

第13条 市長は、事業の利用が必要と認められる支援対象者に対し、事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援するものとする。

（費用負担）

第14条 利用者の費用負担は、無料とする。ただし、訪問支援員が行う生活必需品の買物に係る費用及び訪問支援員の移動のための交通費については、利用者において訪問支援員に直接支払わなければならないものとする。

（中核機関）

第15条 本事業の実施に係る中核機関は、こども家庭課とする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。